

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年4月24日提出
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 通浩
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目2番19号
【事務連絡者氏名】	出仙 学恭
【電話番号】	03-3323-6201
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用） ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用） ALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用） ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用） ALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	ALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用） 1兆円を上限とします。 ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用） 1兆円を上限とします。 ALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用） 1兆円を上限とします。 ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用） 1兆円を上限とします。 ALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型(投資一任専用)
A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型(投資一任専用)
A L A M C O E T F バランスファンド 中立型(投資一任専用)
A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型(投資一任専用)
A L A M C O E T F バランスファンド 安定型(投資一任専用)

(以下、総称して「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。また、A L A M C O E T F バランスファンド 積極型(投資一任専用)は「E T F バランスファンド 積極型」、A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型(投資一任専用)は「E T F バランスファンド やや積極型」、A L A M C O E T F バランスファンド 中立型(投資一任専用)は「E T F バランスファンド 中立型」、A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型(投資一任専用)は「E T F バランスファンド やや安定型」、A L A M C O E T F バランスファンド 安定型(投資一任専用)は「E T F バランスファンド 安定型」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託会社である朝日ライフ アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

ホームページ <https://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-283-104(営業日の9:00~17:00)

(5)【申込手数料】

ありません。

（ 6 ）【申込単位】

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（ 7 ）【申込期間】

2026年4月25日から2026年10月23日までとします。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（ 8 ）【申込取扱場所】

取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	https://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（ 9 ）【払込期日】

取得申込者は、取得申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 10 ）【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に支払うものとします。取得申込みを取り扱う販売会社については委託会社の照会先までお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	https://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（ 12 ）【その他】

受益権の取得申込者の制限について

申込期間中のファンドに係る受益権の取得申込者は、投資一任会社（アイザワ証券株式会社）と投資一任契約を締結した投資者に限るものとします。

取得申込金額には、利息はつきません。

日本以外の地域における発行は行っていません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度の受益権であり、社振法の規定の適用を受け、「(11)振替機関に関する

る事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われます。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

世界各国の取引所に上場されている投資信託証券（ETF）*への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券およびリート（不動産投資信託）等の資産に実質的に分散投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

* 投資信託および外国投資信託の受益証券ならびに投資証券および外国投資証券をいいます。以下同じ。

当ファンドは、投資者がアイザワ証券株式会社と締結したゴール・ベース・アプローチに関する投資一任契約に基づいて投資される資金を運用するためのファンドです。

商品分類・属性区分

一般社団法人資産運用業協会による当ファンドの商品分類・属性区分は次のとおりです。

<各ファンド共通>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産
追加型投信	内外	（ ） 資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファンド	あり （ ）
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	欧州		
不動産投信	年12回 （毎月）	アジア		
その他資産 （投資信託証券（資産複合 （株式、債券、不動産投 信））、 資産配分変更型）	日々	オセアニア 中南米 アフリカ		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 （ ）	中近東 （中東） エマージング		

<各分類および区分の定義>

商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信))、 資産配分変更型)	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。なお、組み合わせている資産を列挙するものとします。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

(注1) 上記は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

(注3) その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ
(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

信託金の限度額

各ファンドにつき、2,000億円とします。

なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1 日本を含む世界各国の資産に分散投資を行います。

- 投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券およびリート（不動産投資信託）等の資産に実質的に分散投資を行います。
- 当ファンドは次の8資産に分散投資を行います。
「国内株式」「先進国株式」「新興国株式」「国内債券」「先進国債券」「新興国債券」「国内リート」「海外リート」

2 予想リスクの水準に応じた資産配分を行います。

- 投資する投資信託証券は、各資産のそれぞれについて、投資対象ファンド（投資信託証券）の中から流動性等を勘案して選定します。なお、選定する投資信託証券は適宜見直しを行います。また、投資対象ファンド（投資信託証券）は追加または削除を行う場合があります。
- 各資産への投資配分比率は、ポートフォリオの予想リスク水準等を勘案して行われるアイザワ証券株式会社からの助言に基づき決定します。なお、投資配分比率は定期的に見直しを行います。

予想リスクの水準	ETFバランスファンド				
	積極型	やや積極型	中立型	やや安定型	安定型
	14～18%	12～14%	10～12%	8～10%	6～8%

※予想リスクの水準は変更になる場合があります。

※株式や外貨建資産の組入比率が高くなるほど、ファンドのリスク（価格変動）が大きくなる傾向があります。

3 組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2023年3月22日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

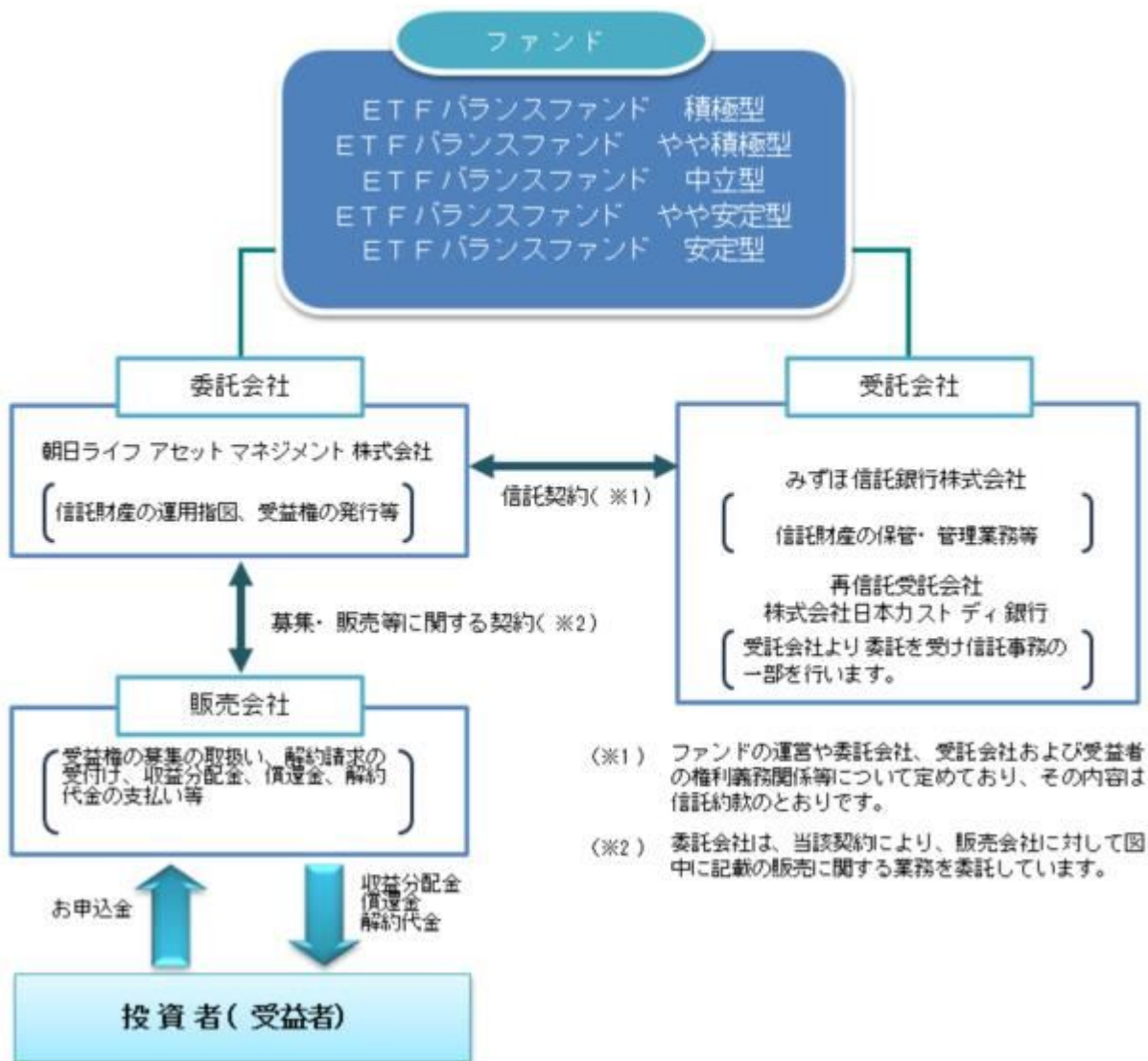
ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。

ファンドが組入対象とする投資対象ファンド（投資信託証券）は、追加・変更される場合があります。



ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況

- 1) 資本金の額（2026年1月末現在）
30億円
- 2) 会社の沿革
1985年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立
1999年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 3) 大株主の状況（2026年1月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷一丁目6番1号	32,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、世界各国の取引所に上場されている投資信託証券への投資を通じて、株式、債券およびリート等の資産（以下、各資産といいます。）に実質的に分散投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資する投資信託証券は、各資産のそれぞれについて、別に定める投資信託証券の中から流動性等を勘案して選定します。なお、選定する投資信託証券は適宜見直しを行います。また、別に定める投資信託証券は追加または削除を行う場合があります。

各資産への投資配分比率は、ポートフォリオの予想リスク水準等を勘案して行われるアイザワ証券株式会社からの助言に基づき決定します。なお、投資配分比率は定期的に見直しを行います。

投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

- ・投資対象ファンドは、対象指数に連動することを目指すファンドです。
- ・すべての投資対象資産および投資対象ファンドに投資するとは限りません。
- ・投資対象ファンドは見直しを行うことがあります。

以下の内容は、本書作成時現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後記載内容が変更になることがあります。

(2026年1月末現在)

投資対象	通貨	ファンド名称	対象指数
国内株式			
1	日本円	iシェアーズ・コア TOPIX ETF ^{*1}	TOPIX (配当込み)
2	日本円	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信 ^{*2}	TOPIX (配当込み)
3	日本円	MAXIS トピックス上場投信 ^{*3}	TOPIX
4	日本円	iFreeETF TOPIX (年1回決算型) ^{*4}	TOPIX (配当込み)
先進国株式			
5	日本円	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信 ^{*3}	MSCI-KOKUSAIインデックス
6	日本円	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信 ^{*2}	MSCI-KOKUSAIインデックス
7	日本円	iシェアーズ・コア MSCI 先進国株 (除く日本) ETF ^{*1}	MSCI-KOKUSAIインデックス (税引後配当込み、国内投信用、円建て)
8	日本円	上場インデックスファンド 海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI) ^{*5}	MSCI-KOKUSAIインデックス
9	米ドル	iShares Core S&P 500 ETF ^{*6}	S&P 500 Index (USD)
新興国株式			
10	日本円	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング) ^{*5}	MSCI エマージング・マーケット・インデックス
11	米ドル	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF ^{*6}	MSCI Emerging Markets Investable Market Index
12	日本円	iシェアーズ・コア MSCI 新興国株ETF ^{*1}	MSCIエマージング・マーケットズIMI指数 (税引後配当込み、国内投信用、円建て)
国内債券			
13	日本円	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信 ^{*2}	NOMURA-BPI総合
14	日本円	iシェアーズ・コア 日本国債 ETF ^{*1}	FTSE日本国債インデックス
先進国債券			
15	日本円	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信 ^{*2}	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
16	日本円	NZAM 上場投信 海外債券 (FTSE WGBI 除く日本) (為替ヘッジなし) ^{*7}	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国債券			
17	日本円	上場インデックスファンド新興国債券 ^{*5}	ブルームバーグ自国通貨建て新興市場国債・10% 国キャップ・インデックス
18	米ドル	iShares J.P. Morgan USD Emerging Markets Bond ETF ^{*6}	J.P. Morgan EMBI Global Core Index
国内リート			
19	日本円	MAXIS リート上場投信 ^{*3}	東証REIT指数
20	日本円	iシェアーズ・コア リート ETF ^{*1}	東証REIT指数 (配当込み)
21	日本円	iFreeETF 東証REIT指数 ^{*4}	東証REIT指数 (配当込み)
22	日本円	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信 ^{*2}	東証REIT指数 (配当込み)
海外リート			
23	日本円	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信 ^{*2}	S&P先進国REIT指数 (除く日本、配当込み)
24	日本円	iシェアーズ 米国リート ETF ^{*1}	FTSE Nareit Equity REITs インデックス (配当込み、TTM、円建て)

- *1 運用会社は、ブラックロック・ジャパン株式会社
 *2 運用会社は、野村アセットマネジメント株式会社
 *3 運用会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社
 *4 運用会社は、大和アセットマネジメント株式会社
 *5 運用会社は、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
 *6 運用会社は、ブラックロック・インク
 *7 運用会社は、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- a．為替手形

委託会社は、信託金を主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

3) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの。

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、2)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

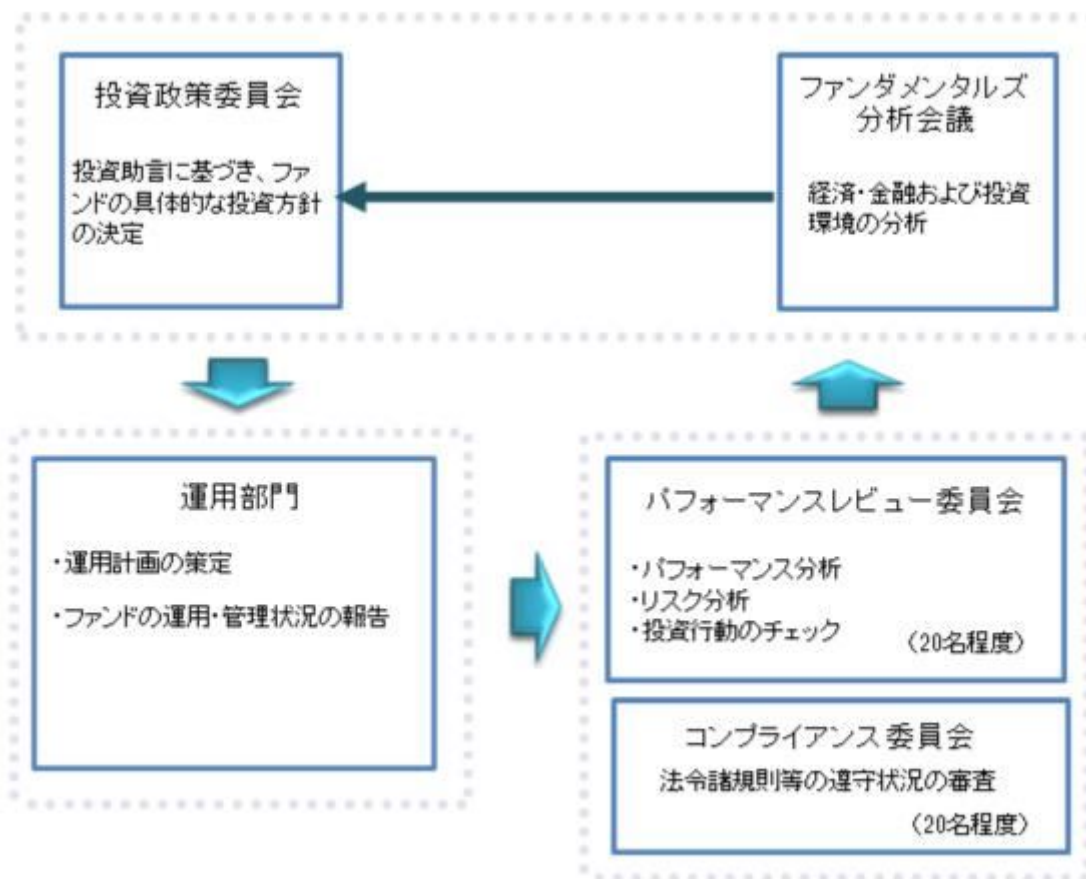
2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

以下のプロセスで運用に関する意思決定を行います。

ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて投資政策委員会では、投資助言に基づき、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

運用部門において、ファンドの具体的な投資方針に基づく投資信託証券の投資比率の決定・調整を行います。

パフォーマンスレビュー委員会(20名程度)でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会(20名程度)で法令諸規則等の遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンスレビュー委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等により構成され、経営の立場から適切に管理・監督を行います。

受託会社等のファンドの関係法人(販売会社を除く)の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

(注) 委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- 3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配時期

決算日は、毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日)です。

収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

1) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

2) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(注) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。〈信託約款「運用の基本方針」2.(3)〉

2) 株式への直接投資は行いません。〈信託約款「運用の基本方針」2.(3)〉

3) 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)への投資割合には、制限を設けません。〈信託約款「運用の基本方針」2.(3)〉

ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。〈信託約款第20条〉

4) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。〈信託約款第19条第1項、第4項〉

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。〈同条第2項〉

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。〈同条第3項〉

5) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。〈信託約款第21条〉

6) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。〈信託約款第27条第1項〉

上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。〈同条第2項〉

1 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

〈同条第3項〉

再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。〈同条第4項〉

借入金の利息は、信託財産中から支弁します。〈同条第5項〉

7) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそ

れぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。〈信託約款「運用の基本方針」2.(3)〉

法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

リスクに関する留意点

- 1) ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- 3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 4) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

ファンドの主なリスク

ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1) 資産配分リスク

資産配分リスクとは、複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くってしまうリスクをいいます。ファンドは、投資信託証券への投資を通じてわが国及び海外の株式・債券・リート(不動産投資信託)等、さまざまな資産クラスの金融商品に投資を行います。投資比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合、ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。

2) 価格変動リスク

ファンドは、主としてわが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券等を組入れることにより運用を行います。投資信託証券の価額は、組入有価証券等の値動き、為替相場の変動等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

株価変動リスク

企業の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドが投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

リート（不動産投資信託）の価格変動リスク

一般にリート（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。リート（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受け下落した場合、ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

3) 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

4) 為替変動リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合(円高の場合)には、円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドでは、外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行いませんので、日本円と日本円以外の通貨間の為替相場の変動により、基準価額が大きく変動することがあります。

5) 信用リスク

ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に債券に投資を行います。債券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

6) カントリーリスク

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

7) 流動性リスク

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

8) 繰上償還リスク

ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

9) その他の留意点

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変等により閉鎖されることがあります。

リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. 運用部門へのフィードバックは、パフォーマンスレビュー委員会を通じて行っています。
- d. 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産のモニタリングなどを

実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督しています。

2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部門においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. 投資信託証券等の資産にかかる売買執行については、事後チェックを管理部門が担当し、そのチェック状況についてはコンプライアンス部門に報告を行っています。
- c. コンプライアンス部門においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス実践の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの実践に関する基本方針を立案し、各部およびコンプライアンス部門に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。

(注) 委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

〔参考情報〕

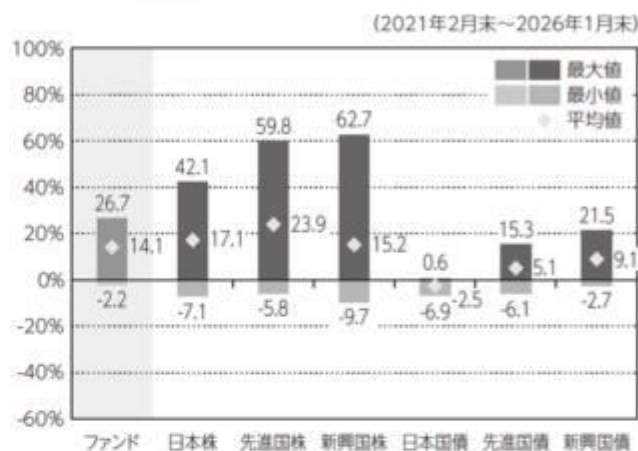
ETFバランスファンド 積極型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は、2024年3月から2026年1月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、設定日が2023年3月22日であるため、2024年3月以降の年間騰落率を用いています。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

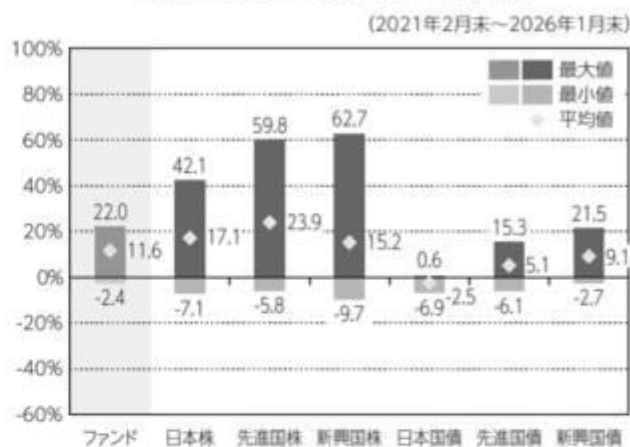
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

〔参考情報〕

ETFバランスファンド やや積極型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

- 年間騰落率は、2024年3月から2026年1月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、設定日が2023年3月22日であるため、2024年3月以降の年間騰落率を用いています。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

〔参考情報〕

ETFバランスファンド 中立型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

- 年間騰落率は、2024年3月から2026年1月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、設定日が2023年3月22日であるため、2024年3月以降の年間騰落率を用いています。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

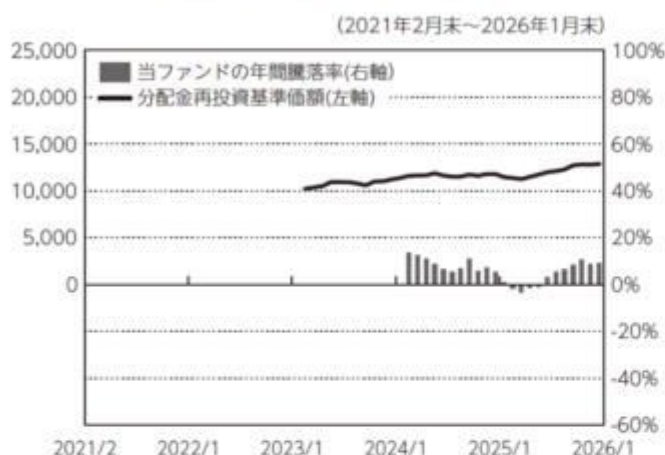
先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

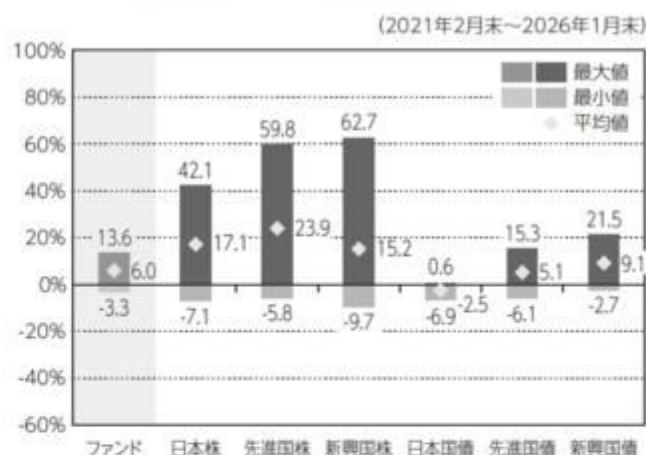
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

〔参考情報〕

ETFバランスファンド やや安定型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

- 年間騰落率は、2024年3月から2026年1月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、設定日が2023年3月22日であるため、2024年3月以降の年間騰落率を用いています。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

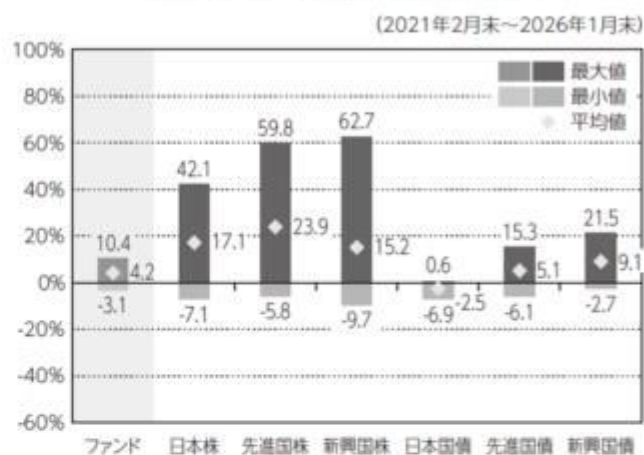
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

〔参考情報〕

ETFバランスファンド 安定型

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

- 年間騰落率は、2024年3月から2026年1月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化しています。
- 分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、ファンドについては、設定日が2023年3月22日であるため、2024年3月以降の年間騰落率を用いています。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株 …… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は、日々の純資産総額に対し年率1.452%（税抜1.320%）の率を乗じた額とします。

ファンドの信託財産は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支払われます。

信託報酬等の配分は次のとおりです。（年率）

信託報酬率	1.452%（税抜1.320%）
委託会社	0.275%（税抜0.250%）
投資一任会社（アイザワ証券株式会社）	1.034%（税抜0.940%）
販売会社	0.110%（税抜0.100%）
受託会社	0.033%（税抜0.030%）
ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用および管理等に係る費用*	

ETFバランスファンド	積極型	0.17%程度（税込）
ETFバランスファンド	やや積極型	0.16%程度（税込）
ETFバランスファンド	中立型	0.15%程度（税込）
ETFバランスファンド	やや安定型	0.14%程度（税込）
ETFバランスファンド	安定型	0.13%程度（税込）
実質的な負担		
ETFバランスファンド	積極型	1.622%程度（税込）
ETFバランスファンド	やや積極型	1.612%程度（税込）
ETFバランスファンド	中立型	1.602%程度（税込）
ETFバランスファンド	やや安定型	1.592%程度（税込）
ETFバランスファンド	安定型	1.582%程度（税込）

*ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用および管理等に係る費用は、各投資信託証券への投資比率が変動することや組み入れる投資信託証券が変更される場合があるため、概算値として表示しております。

信託報酬の対価とする役務の主な内容は次のとおりです。

委託会社	信託財産の運用の対価、運用報告書等の作成の対価
投資一任会社（注1）	投資一任契約資産の運用、アフターフォローサービス、管理事務等、投資者が投資一任会社と締結する投資一任契約に関連する業務の対価（注2）
販売会社	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（注1）委託会社を通じて支払われます。

（注2）投資一任契約の媒介をアイザワ証券株式会社以外の者が行う場合は、媒介業務、及び投資一任契約のアフターフォローサービス業務の対価として投資一任会社が受ける報酬から支払われます。

（4）【その他の手数料等】

換金する受益者が負担する信託財産留保額はありません。

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用を役務の対価とする監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.011%（税抜0.01%）の率を乗じて得た額とします。ただし、年44万円（税抜40万円）を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

ファンドの組入る有価証券売買時に支払う手数料を役務の対価とする売買委託手数料、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

個別元本について

1) 追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど

当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

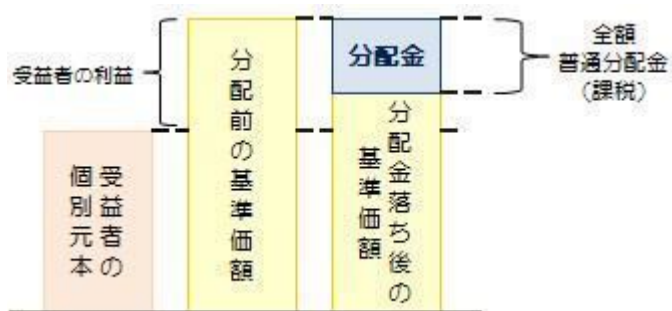
- 3) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)とがあります。

1) 普通分配金

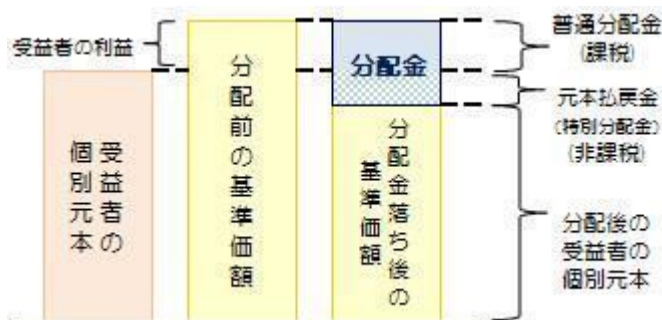
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2) 元本払戻金(特別分配金)

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用はありません。)または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時の解約価額^注および償還時の償還価額から取得費(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した差益(譲渡益)は、譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

その税率は、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)です。

注:解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

c. 損益通算について

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場

株式等の配当等や特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

d. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税および復興特別所得税）の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

c. 益金不算入制度の適用はありません。

上記は、2026年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2025年1月28日～2026年1月26日）における当ファンドの経費率（年率換算）は以下の通りです。

	総経費率（ + ）	運用管理費用の比率	その他の比率
ETFバランスファンド 積極型	1.62%	1.45%	0.17%
ETFバランスファンド やや積極型	1.62%	1.45%	0.17%
ETFバランスファンド 中立型	1.60%	1.45%	0.15%
ETFバランスファンド やや安定型	1.60%	1.45%	0.15%
ETFバランスファンド 安定型	1.59%	1.45%	0.14%

当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

投資先ファンドにかかる運用管理費用は、その他の比率に含まれています。なお、運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれていません。

ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2026年1月30日現在の状況を記載しています。
投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型(投資一任専用)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	17,810,117,121	98.01
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		360,987,857	1.99
合計(純資産総額)		18,171,104,978	100.00

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型(投資一任専用)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	12,182,243,114	98.01
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		246,855,637	1.99
合計(純資産総額)		12,429,098,751	100.00

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型(投資一任専用)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	15,028,192,825	98.01
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		304,488,345	1.99
合計(純資産総額)		15,332,681,170	100.00

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型(投資一任専用)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	4,079,033,326	98.02
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		82,502,208	1.98
合計(純資産総額)		4,161,535,534	100.00

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型(投資一任専用)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,858,948,889	98.02
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		37,579,498	1.98
合計(純資産総額)		1,896,528,387	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型(投資一任専用)

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式(MSCI コクサイ)上場投信	639,035	7,218	4,612,730,922	7,196	4,598,495,860	25.31
2	日本	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア TOPI X ETF	11,412,420	367	4,193,833,162	368.5	4,205,476,770	23.14
3	日本	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF	616,492	3,820	2,354,999,440	3,890	2,398,153,880	13.20
4	日本	投資信託受益証券	MAXIS Jリート上場投信	881,510	2,057	1,814,040,696	2,052	1,808,858,520	9.95
5	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国 債券	29,309	54,029	1,583,553,102	53,910	1,580,048,190	8.70
6	日本	投資信託受益証券	NF 外国REIT・S&P先進 国REIT(為替ヘッジなし)	922,776	1,488	1,373,914,111	1,484	1,369,399,584	7.54
7	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新 興国株(MSCIEマージング)	246,247	2,879	708,945,113	2,931	721,749,957	3.97
8	日本	投資信託受益証券	NF 外国債券・FTSE世界国 債(為替ヘッジなし)	544,110	1,169	636,361,831	1,172	637,696,920	3.51
9	日本	投資信託受益証券	NF 国内債券・NOMURA - BPI総合連動型	591,360	828	489,882,624	829	490,237,440	2.70

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.01
合計	98.01

ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型(投資一任専用)

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式(MSCI コクサイ)上場投信	366,763	7,218	2,647,349,212	7,196	2,639,226,548	21.23
2	日本	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア TOPI X ETF	6,583,220	367	2,419,225,322	368.5	2,425,916,570	19.52
3	日本	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF	336,264	3,820	1,284,528,480	3,890	1,308,066,960	10.52
4	日本	投資信託受益証券	MAXIS Jリート上場投信	621,125	2,057	1,278,218,501	2,052	1,274,548,500	10.25
5	日本	投資信託受益証券	NF 国内債券・NOMURA - BPI総合連動型	1,423,330	828	1,179,086,572	829	1,179,940,570	9.49
6	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国 債券	18,431	54,029	995,822,021	53,910	993,615,210	7.99
7	日本	投資信託受益証券	NF 外国債券・FTSE世界国 債(為替ヘッジなし)	829,270	1,169	969,857,767	1,172	971,904,440	7.82
8	日本	投資信託受益証券	NF 外国REIT・S&P先進 国REIT(為替ヘッジなし)	572,177	1,488	851,924,964	1,484	849,110,668	6.83
9	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新 興国株(MSCIEマージング)	184,208	2,879	530,334,832	2,931	539,913,648	4.34

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.01
合計	98.01

ALAMCO ETF バランスファンド 中立型(投資一任専用)

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	----	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

1	日本	投資信託受益証券	NF 国内債券・NOMURA - BPI総合連動型	3,548,020	828	2,939,179,768	829	2,941,308,580	19.18
2	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	353,602	7,218	2,552,299,236	7,196	2,544,519,992	16.60
3	日本	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	6,401,800	367	2,352,691,818	368.5	2,359,063,300	15.39
4	日本	投資信託受益証券	NF 外国債券・FTSE世界国債(為替ヘッジなし)	1,848,520	1,169	2,161,882,899	1,172	2,166,465,440	14.13
5	日本	投資信託受益証券	MAXIS Jリート上場投信	683,040	2,057	1,405,684,433	2,052	1,401,598,080	9.14
6	日本	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア MSCI新興国株 ETF	320,141	3,820	1,222,938,620	3,890	1,245,348,490	8.12
7	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	18,456	54,029	997,176,403	53,910	994,962,960	6.49
8	日本	投資信託受益証券	NF 外国REIT・S&P先進国REIT(為替ヘッジなし)	580,245	1,489	864,010,689	1,484	861,083,580	5.62
9	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株(MSCIエマージング)	175,313	2,879	504,726,127	2,931	513,842,403	3.35

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.01
合計	98.01

ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型(投資一任専用)

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	NF 国内債券・NOMURA - BPI総合連動型	1,429,360	828	1,184,081,824	829	1,184,939,440	28.47
2	日本	投資信託受益証券	NF 外国債券・FTSE世界国債(為替ヘッジなし)	637,050	1,169	745,069,313	1,172	746,622,600	17.94
3	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	73,434	7,218	530,075,110	7,196	528,431,064	12.70
4	日本	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	1,329,040	367	488,422,200	368.5	489,751,240	11.77
5	日本	投資信託受益証券	MAXIS Jリート上場投信	177,343	2,057	364,952,224	2,052	363,907,836	8.74
6	日本	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア MSCI新興国株 ETF	58,986	3,820	225,326,520	3,890	229,455,540	5.51
7	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	3,933	54,028	212,495,937	53,910	212,028,030	5.09
8	日本	投資信託受益証券	NF 外国REIT・S&P先進国REIT(為替ヘッジなし)	126,751	1,489	188,742,574	1,484	188,098,484	4.52
9	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株(MSCIエマージング)	46,332	2,879	133,389,828	2,931	135,799,092	3.26

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.02
合計	98.02

ALAMCO ETF バランスファンド 安定型(投資一任専用)

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	NF 国内債券・NOMURA - BPI総合連動型	820,230	828	679,478,532	829	679,970,670	35.85

2	日本	投資信託受益証券	NF 外国債券・FTSE世界国債(為替ヘッジなし)	415,050	1,169	485,426,646	1,172	486,438,600	25.65
3	日本	投資信託受益証券	MAXIS Jリート上場投信	82,647	2,057	170,078,900	2,052	169,591,644	8.94
4	日本	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	419,160	367	154,041,778	368.5	154,460,460	8.14
5	日本	投資信託受益証券	MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	18,818	7,218	135,839,541	7,196	135,414,328	7.14
6	日本	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア MSCI新興国株 ETF	20,643	3,820	78,856,260	3,890	80,301,270	4.23
7	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド新興国債券	1,405	54,028	75,910,712	53,910	75,743,550	3.99
8	日本	投資信託受益証券	NF 外国REIT・S&P先進国REIT(為替ヘッジなし)	33,362	1,489	49,679,550	1,484	49,509,208	2.61
9	日本	投資信託受益証券	上場インデックスファンド海外新興国株(MSCIエマージング)	9,389	2,879	27,030,931	2,931	27,519,159	1.45

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.02
合計	98.02

【投資不動産物件】

ALAMCO ETF バランスファンド 積極型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド 中立型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド 安定型(投資一任専用)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ALAMCO ETF バランスファンド 積極型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド 中立型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型(投資一任専用)

該当事項はありません。

ALAMCO ETF バランスファンド 安定型(投資一任専用)

該当事項はありません。

（ 3 ） 【運用実績】

【純資産の推移】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2024年 1月25日)	359,753,410	359,753,410	12,163	12,163
第2計算期間末 (2025年 1月27日)	6,220,680,940	6,220,680,940	13,816	13,816
第3計算期間末 (2026年 1月26日)	17,903,311,843	17,903,311,843	16,596	16,596
2025年 1月末日	6,380,966,592		13,893	
2月末日	6,658,062,988		13,418	
3月末日	7,366,336,564		13,210	
4月末日	7,787,010,294		12,945	
5月末日	8,949,335,216		13,548	
6月末日	9,763,692,185		13,947	
7月末日	10,738,400,134		14,511	
8月末日	11,531,865,405		14,747	
9月末日	12,299,897,571		15,145	
10月末日	13,992,616,456		15,989	
11月末日	15,097,129,984		16,192	
12月末日	16,744,590,828		16,303	
2026年 1月末日	18,171,104,978		16,633	

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2024年 1月25日)	751,922,737	751,922,737	11,819	11,819
第2計算期間末 (2025年 1月27日)	5,340,296,622	5,340,296,622	13,112	13,112
第3計算期間末 (2026年 1月26日)	12,307,930,380	12,307,930,380	15,379	15,379
2025年 1月末日	5,414,597,392		13,187	
2月末日	5,541,795,260		12,758	
3月末日	5,849,366,996		12,585	
4月末日	6,126,320,856		12,364	
5月末日	6,649,244,562		12,864	
6月末日	7,090,056,909		13,218	
7月末日	7,676,851,986		13,691	
8月末日	8,061,298,750		13,903	
9月末日	8,654,722,541		14,231	
10月末日	9,798,670,186		14,939	
11月末日	10,472,596,029		15,101	
12月末日	11,470,890,330		15,170	

2026年 1月末日	12,429,098,751		15,409	
------------	----------------	--	--------	--

ALAMCO ETF バランスファンド 中立型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2024年 1月25日)	659,963,539	659,963,539	11,423	11,423
第2計算期間末 (2025年 1月27日)	7,283,917,398	7,283,917,398	12,283	12,283
第3計算期間末 (2026年 1月26日)	15,273,955,662	15,273,955,662	13,870	13,870
2025年 1月末日	7,418,151,573		12,338	
2月末日	7,383,188,403		11,962	
3月末日	7,688,918,266		11,841	
4月末日	8,321,173,844		11,674	
5月末日	9,070,959,295		12,025	
6月末日	9,780,510,195		12,312	
7月末日	10,893,168,810		12,660	
8月末日	11,189,205,150		12,821	
9月末日	11,901,209,301		13,056	
10月末日	12,970,839,272		13,608	
11月末日	13,783,917,937		13,734	
12月末日	14,544,124,217		13,751	
2026年 1月末日	15,332,681,170		13,894	

ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2024年 1月25日)	314,312,770	314,312,770	11,161	11,161
第2計算期間末 (2025年 1月27日)	2,090,397,941	2,090,397,941	11,737	11,737
第3計算期間末 (2026年 1月26日)	4,141,996,950	4,141,996,950	12,832	12,832
2025年 1月末日	2,121,084,679		11,780	
2月末日	2,045,623,527		11,437	
3月末日	2,196,611,270		11,352	
4月末日	2,299,449,240		11,230	
5月末日	2,501,027,564		11,471	
6月末日	2,686,880,875		11,712	
7月末日	2,921,042,322		11,966	
8月末日	3,452,176,783		12,088	
9月末日	3,511,979,373		12,259	
10月末日	3,842,748,668		12,701	
11月末日	3,869,317,042		12,796	
12月末日	4,079,699,323		12,778	
2026年 1月末日	4,161,535,534		12,851	

ALAMCO ETF バランスファンド 安定型（投資一任専用）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 （2024年 1月25日）	188,408,309	188,408,309	10,881	10,881
第2計算期間末 （2025年 1月27日）	800,486,465	800,486,465	11,318	11,318
第3計算期間末 （2026年 1月26日）	1,876,673,964	1,876,673,964	11,974	11,974
2025年 1月末日	802,146,058		11,341	
2月末日	787,623,737		11,051	
3月末日	794,283,007		11,009	
4月末日	967,746,535		10,912	
5月末日	997,823,102		11,037	
6月末日	1,111,019,256		11,235	
7月末日	1,185,383,177		11,408	
8月末日	1,252,400,962		11,509	
9月末日	1,272,247,475		11,603	
10月末日	1,426,821,171		11,947	
11月末日	1,704,891,239		12,044	
12月末日	1,773,409,981		11,987	
2026年 1月末日	1,896,528,387		11,989	

【分配の推移】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	0
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	0

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	0
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	0

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	0
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	0

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	0

第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	0
--------	-------------------------	---

ALAMCO ETF バランスファンド 安定型（投資一任専用）

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	0
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	0
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	0

【収益率の推移】

ALAMCO ETF バランスファンド 積極型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	21.6
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	13.6
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	20.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

ALAMCO ETF バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	18.2
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	10.9
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	17.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

ALAMCO ETF バランスファンド 中立型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	14.2
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	7.5
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	12.9

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

ALAMCO ETF バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	11.6
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	5.2
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	9.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

ALAMCO ETF バランスファンド 安定型（投資一任専用）

期	計算期間	収益率（％）
---	------	--------

第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	8.8
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	4.0
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	5.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型(投資一任専用)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	299,681,008	3,894,215
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	4,386,321,223	179,449,023
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	6,954,644,136	669,803,090

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型(投資一任専用)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	641,818,392	5,601,014
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	3,636,554,173	199,918,909
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	4,542,335,026	611,868,137

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型(投資一任専用)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	580,192,592	2,457,216
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	5,542,988,722	190,483,363
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	6,113,974,576	1,032,318,213

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型(投資一任専用)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	281,632,239	27,796
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	1,845,846,613	346,407,242
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	1,706,625,770	259,679,499

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型(投資一任専用)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	2023年 3月22日～2024年 1月25日	175,132,703	1,972,765
第2計算期間	2024年 1月26日～2025年 1月27日	939,287,871	405,160,555
第3計算期間	2025年 1月28日～2026年 1月26日	1,141,853,091	281,886,643

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

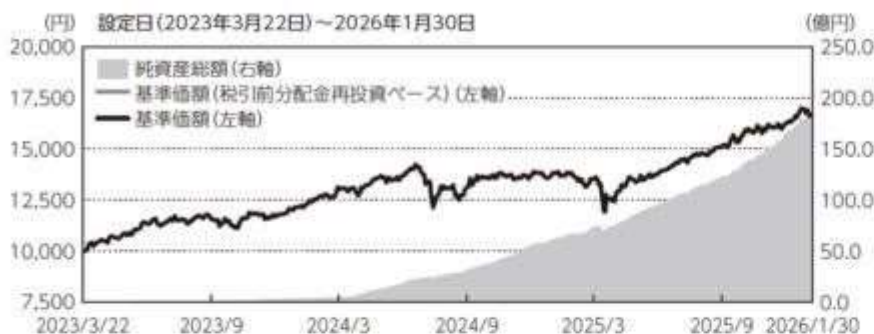
運用実績

(2026年1月30日現在)

ETFバランスファンド 積極型

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 16,633円 純資産総額 181.71億円



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

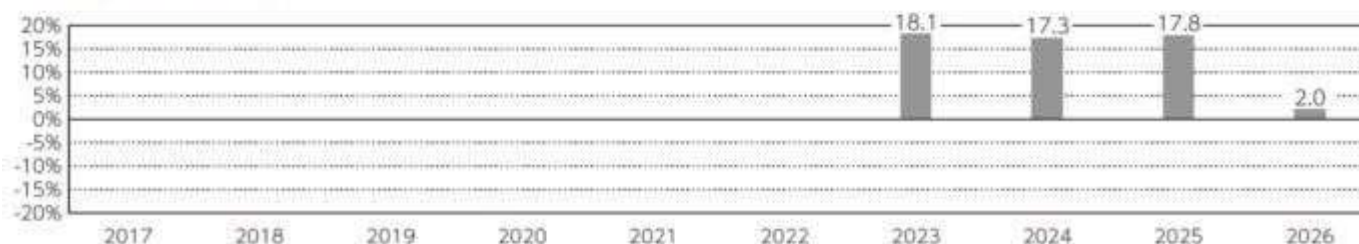
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	25.3%
2	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	23.1%
3	新興国株式	日本	iシェアーズ・コア MSCI 新興国株ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	13.2%
4	国内リート	日本	MAXIS Jリート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	10.0%
5	新興国債券	日本	上場インデックスファンド新興国債券	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	8.7%
6	海外リート	日本	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	7.5%
7	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング)	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	4.0%
8	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	3.5%
9	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	2.7%

■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から年末まで、2026年は1月30日までの収益率を表示しています。

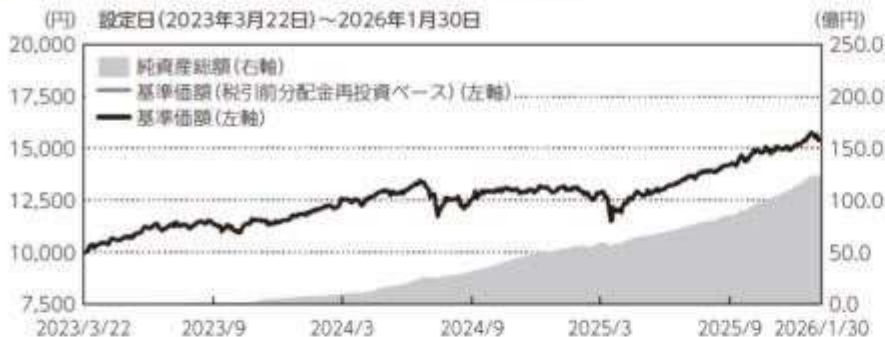
※ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

ETFバランスファンド やや積極型

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 15,409円 純資産総額 124.29億円



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したもものとして計算しています。

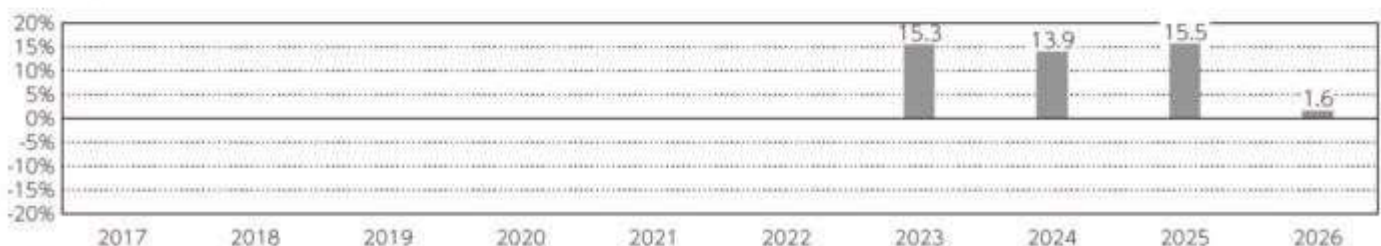
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	21.2%
2	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	19.5%
3	新興国株式	日本	iシェアーズ・コア MSCI 新興国株ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	10.5%
4	国内リート	日本	MAXIS Jリート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	10.3%
5	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	9.5%
6	新興国債券	日本	上場インデックスファンド新興国債券	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	8.0%
7	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	7.8%
8	海外リート	日本	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	6.8%
9	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング)	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	4.3%

■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したもものとして計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から年末まで、2026年は1月30日までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

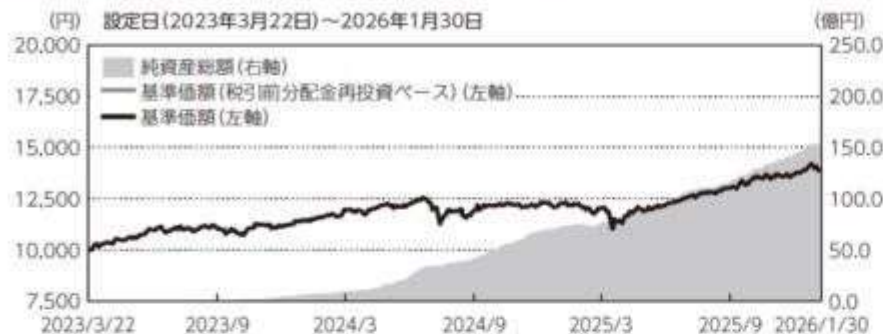
運用実績

(2026年1月30日現在)

ETFバランスファンド 中立型

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 13,894円 純資産総額 153.32億円



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

■ 分配の推移

決算期	分配金
2024年1月	0円
2025年1月	0円
2026年1月	0円
設定来累計	0円

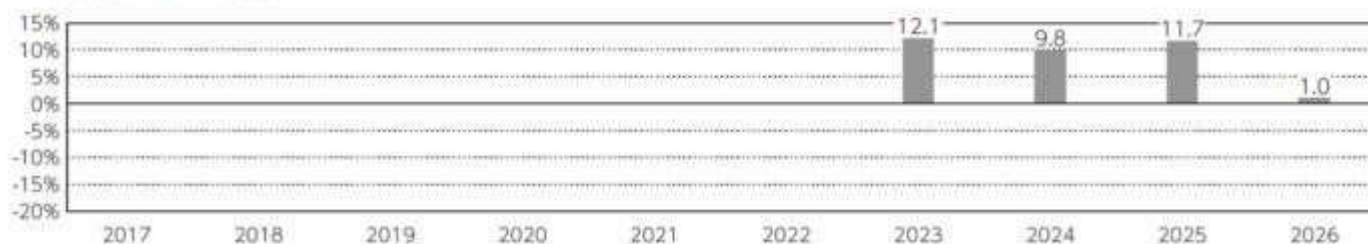
※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	19.2%
2	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	16.6%
3	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	15.4%
4	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	14.1%
5	国内リート	日本	MAXIS リート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	9.1%
6	新興国株式	日本	iシェアーズ・コア MSCI 新興国株ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	8.1%
7	新興国債券	日本	上場インデックスファンド新興国債券	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	6.5%
8	海外リート	日本	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	5.6%
9	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング)	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	3.4%

■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から年末まで、2026年は1月30日までの収益率を表示しています。

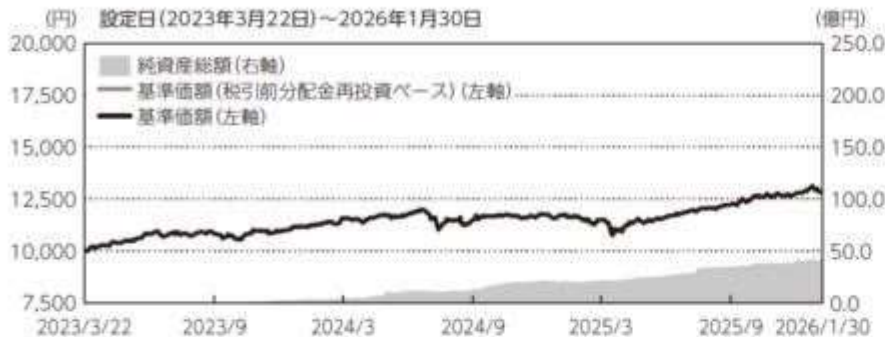
※ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

ETFバランスファンド やや安定型

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 12,851円 純資産総額 41.61億円



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

■ 分配の推移

決算期	分配金
2024年1月	0円
2025年1月	0円
2026年1月	0円
設定来累計	0円

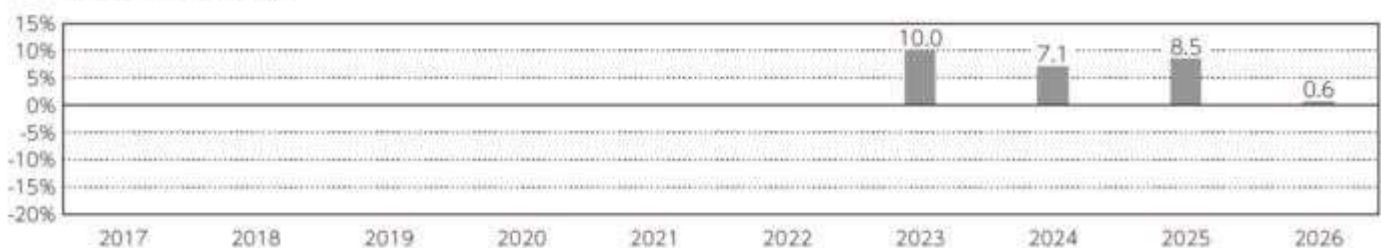
※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	28.5%
2	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	17.9%
3	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	12.7%
4	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	11.8%
5	国内リート	日本	MAXIS Jリート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	8.7%
6	新興国株式	日本	iシェアーズ・コア MSCI 新興国株ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	5.5%
7	新興国債券	日本	上場インデックスファンド新興国債券	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	5.1%
8	海外リート	日本	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数 (除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	4.5%
9	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング)	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	3.3%

■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から年末まで、2026年は1月30日までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

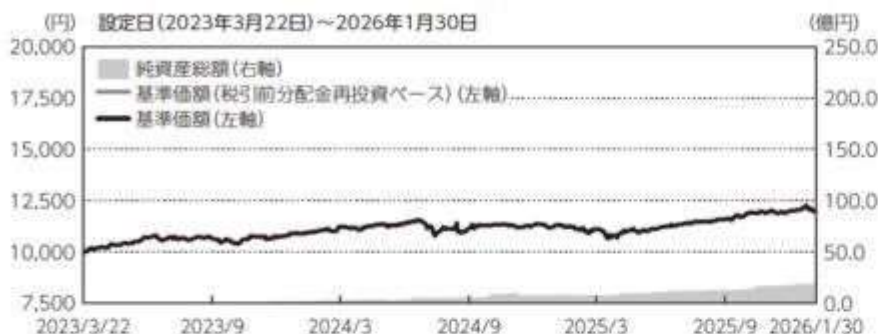
運用実績

(2026年1月30日現在)

ETFバランスファンド 安定型

■ 基準価額・純資産の推移

基準価額 11,989円 純資産総額 18.96億円



※基準価額は信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

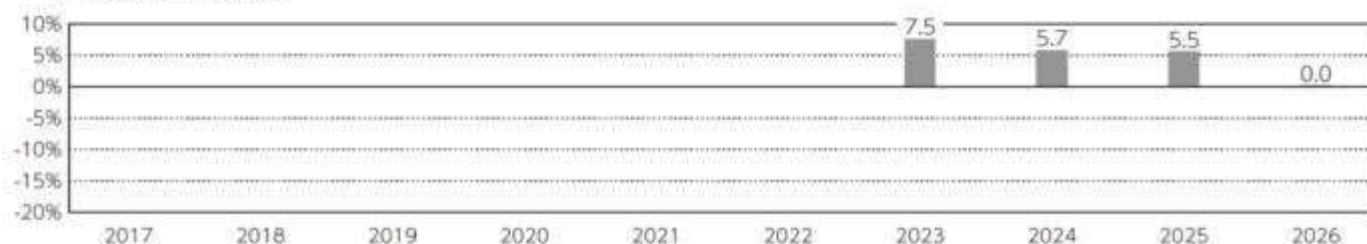
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

■ 主要な資産の状況

※当ファンドが投資する各ETFへの投資比率に基づきます。

順位	資産クラス	上場国	ファンド名	運用会社	純資産比
1	国内債券	日本	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合運動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	35.9%
2	先進国債券	日本	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし) 運動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	25.6%
3	国内リート	日本	MAXIS リート上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	8.9%
4	国内株式	日本	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	8.1%
5	先進国株式	日本	MAXIS 海外株式 (MSCIコクサイ) 上場投信	三菱UFJアセットマネジメント株式会社	7.1%
6	新興国株式	日本	iシェアーズ・コア MSCI 新興国株ETF	ブラックロック・ジャパン株式会社	4.2%
7	新興国債券	日本	上場インデックスファンド新興国債券	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	4.0%
8	海外リート	日本	NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし) 運動型上場投信	野村アセットマネジメント株式会社	2.6%
9	新興国株式	日本	上場インデックスファンド 海外新興国株式 (MSCI エマージング)	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	1.5%

■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※2023年は設定日(3月22日)から年末まで、2026年は1月30日までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時30分までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います^注。ただし、下記に該当する場合には、取得申込みの受付は行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

申込日当日または申込日の翌営業日が以下に該当する日

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休場日・ロンドンの銀行の休業日

なお、投資対象ファンド（投資信託証券）の変更等により今後変更となる場合があります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。

お申込み価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款^注」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^注を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。取得申込みの受付が中止された場合には、取得申込者は当該受付中止以前に行った取得申込みを撤回できません。ただし、取得申込者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとして取り扱います。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求について>

解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時30分までと

し、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います^注。ただし、下記に該当する場合には、当該解約請求の受け付けは行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

注：販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

申込日当日または申込日の翌営業日が以下に該当する日

- ・ニューヨーク証券取引所の休場日・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休場日・ロンドンの銀行の休業日

なお、投資対象ファンド(投資信託証券)の変更等により今後変更となる場合があります。

委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

ご解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額です。信託財産留保額はありませぬ。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。

ご解約価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	https://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取り消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除して計算します。

当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

投資信託証券	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)に基づいて評価しています。
--------	--

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	https://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（２）【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です。

「（５）その他 信託の終了(償還)」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として、1月26日から翌年1月25日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2024年1月25日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了(償還)

- 1) 委託会社は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回る事となった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下3)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 2)から4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、2)から4)までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

- 6) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更等4)」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は1)から7)までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、1)の事項(1)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、1)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 3) 2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下3)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案した場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 1)から6)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1)から7)までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成および交付

- 1) 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を計算期末および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
- 2) 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.alamco.co.jp/>)に掲載します。
- 3) 2)の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として)に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日(以下「償還日」といいます。)後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとします。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（2025年1月28日から2026年1月26日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2025年 1月27日現在）	第3期 （2026年 1月26日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	167,178,773	525,477,112
投資信託受益証券	6,097,247,273	17,605,607,337
未収配当金	13,999,306	26,351,094
未収利息	1,603	8,637
流動資産合計	6,278,426,955	18,157,444,180
資産合計	6,278,426,955	18,157,444,180
負債の部		
流動負債		
未払金	25,797,044	133,111,215
未払解約金	2,005,365	20,716,591
未払受託者報酬	675,425	2,279,650
未払委託者報酬	29,043,097	98,024,881
その他未払費用	225,084	-
流動負債合計	57,746,015	254,132,337
負債合計	57,746,015	254,132,337
純資産の部		
元本等		
元本	4,502,658,993	10,787,500,039
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,718,021,947	7,115,811,804
（分配準備積立金）	219,896,942	2,568,667,631
元本等合計	6,220,680,940	17,903,311,843
純資産合計	6,220,680,940	17,903,311,843
負債純資産合計	6,278,426,955	18,157,444,180

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第2期		第3期	
	自 至	2024年 1月26日 2025年 1月27日	自 至	2025年 1月28日 2026年 1月26日
営業収益				
受取配当金		52,058,340		245,774,099
受取利息		115,861		1,160,019
有価証券売買等損益		186,738,856		2,336,708,768
営業収益合計		238,913,057		2,583,642,886
営業費用				
支払利息		1,891		-
受託者報酬		849,511		3,609,968
委託者報酬		36,528,822		155,228,479
その他費用		289,079		445,940
営業費用合計		37,669,303		159,284,387
営業利益又は営業損失（ ）		201,243,754		2,424,358,499
経常利益又は経常損失（ ）		201,243,754		2,424,358,499
当期純利益又は当期純損失（ ）		201,243,754		2,424,358,499
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		8,820,198		56,420,401
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		63,966,617		1,718,021,947
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,515,773,713		3,285,213,725
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,515,773,713		3,285,213,725
剰余金減少額又は欠損金増加額		54,141,939		255,361,966
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		54,141,939		255,361,966
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,718,021,947		7,115,811,804

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は2025年1月28日から2026年1月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期 (2025年1月27日現在)		第3期 (2026年1月26日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	295,786,793円	期首元本額	4,502,658,993円
期中追加設定元本額	4,386,321,223円	期中追加設定元本額	6,954,644,136円
期中一部解約元本額	179,449,023円	期中一部解約元本額	669,803,090円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	4,502,658,993口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	10,787,500,039口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額	13,816円	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額	16,596円
（1口当たりの純資産額）	(1.3816円)	（1口当たりの純資産額）	(1.6596円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 自 2024年1月26日 至 2025年1月27日		第3期 自 2025年1月28日 至 2026年1月26日	
	分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額	43,360,801円	費用控除後の配当等収益額
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	149,062,755円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,141,196,272円
	収益調整金額	1,498,125,005円	収益調整金額	4,547,144,173円
	分配準備積立金額	27,473,386円	分配準備積立金額	200,729,533円
	当ファンドの分配対象収益額	1,718,021,947円	当ファンドの分配対象収益額	7,115,811,804円
	当ファンドの期末残存口数	4,502,658,993口	当ファンドの期末残存口数	10,787,500,039口
	1万口当たり収益分配対象額	3,815円	1万口当たり収益分配対象額	6,596円
	1万口当たり分配金額	円	1万口当たり分配金額	円
	収益分配金金額	円	収益分配金金額	円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第2期 自 2024年1月26日 至 2025年1月27日		第3期 自 2025年1月28日 至 2026年1月26日	
		1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。</p> <p>これらは、資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目について記載しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスク等）は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。</p> <p>また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期 (2026年 1月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 同左
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期(自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	179,000,168
合計	179,000,168

第3期(自 2025年 1月28日 至 2026年 1月26日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,289,299,160
合計	2,289,299,160

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日	第3期 自 2025年 1月28日 至 2026年 1月26日
該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

１）株式（2026年 1月26日現在）

該当事項はありません。

２）株式以外の有価証券（2026年 1月26日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	11,219,930	4,123,324,275	
		MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	634,364	4,578,839,352	
		上場インデックスファンド新興国債券	29,024	1,568,166,720	
		MAXIS Jリート上場投信	870,180	1,790,830,440	
		iシェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF	616,492	2,354,999,440	
		上場インデックスファンド海外新興国株(MSCIEマージング)	252,678	727,459,962	
		NF 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型	591,360	489,882,624	
		NF 外国債券・FTSE世界国債(為替ヘッジなし)	535,630	626,419,285	
		NF 外国REIT・S&P先進国REIT(為替ヘッジなし)	903,751	1,345,685,239	
		日本円 小計	銘柄数：9 組入時価比率：98.3%	15,653,409	17,605,607,337 100.0%
合計				17,605,607,337	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2025年 1月27日現在）	第3期 （2026年 1月26日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	180,508,433	336,752,365
投資信託受益証券	5,234,450,267	12,085,075,667
未収配当金	11,163,215	18,296,857
未収利息	1,730	5,535
流動資産合計	5,426,123,645	12,440,130,424
資産合計	5,426,123,645	12,440,130,424
負債の部		
流動負債		
未払金	40,958,629	52,511,137
未払解約金	16,290,092	9,576,717
未払受託者報酬	644,624	1,591,253
未払委託者報酬	27,718,866	68,423,628
その他未払費用	214,812	97,309
流動負債合計	85,827,023	132,200,044
負債合計	85,827,023	132,200,044
純資産の部		
元本等		
元本	4,072,852,642	8,003,319,531
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,267,443,980	4,304,610,849
（分配準備積立金）	204,138,465	1,620,378,998
元本等合計	5,340,296,622	12,307,930,380
純資産合計	5,340,296,622	12,307,930,380
負債純資産合計	5,426,123,645	12,440,130,424

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期		第3期	
	自 至	2024年 1月26日 2025年 1月27日	自 至	2025年 1月28日 2026年 1月26日
営業収益				
受取配当金		60,938,316		174,680,952
受取利息		98,077		815,335
有価証券売買等損益		160,506,258		1,406,579,965
営業収益合計		221,542,651		1,582,076,252
営業費用				
支払利息		4,058		-
受託者報酬		875,436		2,619,506
委託者報酬		37,643,273		112,638,372
その他費用		297,809		445,940
営業費用合計		38,820,576		115,703,818
営業利益又は営業損失（ ）		182,722,075		1,466,372,434
経常利益又は経常損失（ ）		182,722,075		1,466,372,434
当期純利益又は当期純損失（ ）		182,722,075		1,466,372,434
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		9,606,291		28,431,329
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		115,705,359		1,267,443,980
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,025,495,508		1,789,498,715
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,025,495,508		1,789,498,715
剰余金減少額又は欠損金増加額		46,872,671		190,272,951
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		46,872,671		190,272,951
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,267,443,980		4,304,610,849

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は2025年1月28日から2026年1月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期 (2025年1月27日現在)		第3期 (2026年1月26日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	636,217,378円	期首元本額	4,072,852,642円
期中追加設定元本額	3,636,554,173円	期中追加設定元本額	4,542,335,026円
期中一部解約元本額	199,918,909円	期中一部解約元本額	611,868,137円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	4,072,852,642口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	8,003,319,531口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	13,112円 (1.3112円)	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	15,379円 (1.5379円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 自 2024年1月26日 至 2025年1月27日		第3期 自 2025年1月28日 至 2026年1月26日	
	分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額	49,415,811円	費用控除後の配当等収益額
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	123,699,973円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,279,156,465円
	収益調整金額	1,063,305,515円	収益調整金額	2,684,231,851円
	分配準備積立金額	31,022,681円	分配準備積立金額	182,437,893円
	当ファンドの分配対象収益額	1,267,443,980円	当ファンドの分配対象収益額	4,304,610,849円
	当ファンドの期末残存口数	4,072,852,642口	当ファンドの期末残存口数	8,003,319,531口
	1万口当たり収益分配対象額	3,111円	1万口当たり収益分配対象額	5,378円
	1万口当たり分配金額	円	1万口当たり分配金額	円
	収益分配金金額	円	収益分配金金額	円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第2期 自 2024年1月26日 至 2025年1月27日		第3期 自 2025年1月28日 至 2026年1月26日	
		1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。</p> <p>これらは、資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目について記載しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスク等）は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。</p> <p>また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期 (2026年 1月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 同左
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期(自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	160,164,738
合計	160,164,738

第3期(自 2025年 1月28日 至 2026年 1月26日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,378,127,587
合計	1,378,127,587

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日	第3期 自 2025年 1月28日 至 2026年 1月26日
該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

１）株式（2026年 1月26日現在）

該当事項はありません。

２）株式以外の有価証券（2026年 1月26日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	i シェアーズ・コア TOPIX E T F	6,490,450	2,385,240,375	
		MAXIS 海外株式(MSCIコ クサイ) 上場投信	365,136	2,635,551,648	
		上場インデックスファンド新興国債 券	18,284	987,884,520	
		MAXIS Jリート上場投信	614,481	1,264,601,898	
		i シェアーズ・コア MSCI 新 興国株 E T F	336,264	1,284,528,480	
		上場インデックスファンド海外新興 国株(MSCIEマージング)	189,707	546,166,453	
		NF 国内債券・NOMURA - B P I 総合連動型	1,434,860	1,188,638,024	
		NF 外国債券・FTSE世界国債 (為替ヘッジなし)	818,190	956,873,205	
		NF 外国REIT・S&P先進国 REIT(為替ヘッジなし)	561,176	835,591,064	
		日本円 小計	銘柄数：9 組入時価比率：98.2%	10,828,548	12,085,075,667 100.0%
合計				12,085,075,667	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2025年 1月27日現在）	第3期 （2026年 1月26日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	181,035,683	446,928,943
投資信託受益証券	7,139,325,467	15,008,657,972
未収配当金	11,689,750	18,234,459
未収利息	1,735	7,346
流動資産合計	7,332,052,635	15,473,828,720
資産合計	7,332,052,635	15,473,828,720
負債の部		
流動負債		
未払金	9,308,888	100,563,175
未払解約金	-	6,527,465
未払受託者報酬	875,780	2,108,693
未払委託者報酬	37,658,702	90,673,725
その他未払費用	291,867	-
流動負債合計	48,135,237	199,873,058
負債合計	48,135,237	199,873,058
純資産の部		
元本等		
元本	5,930,240,735	11,011,897,098
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,353,676,663	4,262,058,564
（分配準備積立金）	154,519,098	1,624,928,787
元本等合計	7,283,917,398	15,273,955,662
純資産合計	7,283,917,398	15,273,955,662
負債純資産合計	7,332,052,635	15,473,828,720

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第2期		第3期	
	自 至	2024年 1月26日 2025年 1月27日	自 至	2025年 1月28日 2026年 1月26日
営業収益				
受取配当金		71,496,281		218,148,059
受取利息		135,431		1,077,629
有価証券売買等損益		115,580,665		1,467,320,189
営業収益合計		187,212,377		1,686,545,877
営業費用				
支払利息		3,831		-
受託者報酬		1,125,914		3,507,978
委託者報酬		48,414,289		150,842,827
その他費用		381,475		445,940
営業費用合計		49,925,509		154,796,745
営業利益又は営業損失（ ）		137,286,868		1,531,749,132
経常利益又は経常損失（ ）		137,286,868		1,531,749,132
当期純利益又は当期純損失（ ）		137,286,868		1,531,749,132
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		5,349,683		42,743,498
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		82,228,163		1,353,676,663
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,174,338,003		1,652,043,937
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,174,338,003		1,652,043,937
剰余金減少額又は欠損金増加額		34,826,688		232,667,670
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		34,826,688		232,667,670
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,353,676,663		4,262,058,564

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は2025年1月28日から2026年1月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期 (2025年1月27日現在)	第3期 (2026年1月26日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 577,735,376円 期中追加設定元本額 5,542,988,722円 期中一部解約元本額 190,483,363円	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 5,930,240,735円 期中追加設定元本額 6,113,974,576円 期中一部解約元本額 1,032,318,213円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 5,930,240,735口	2. 計算期間の末日における受益権の総数 11,011,897,098口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 12,283円 （1口当たりの純資産額） (1.2283円)	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 13,870円 （1口当たりの純資産額） (1.3870円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 自 2024年1月26日 至 2025年1月27日		第3期 自 2025年1月28日 至 2026年1月26日	
	分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額 51,629,941円	費用控除後の配当等収益額 193,697,693円	費用控除後の配当等収益額 193,697,693円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 80,307,244円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 1,295,307,941円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 1,295,307,941円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 1,295,307,941円
	収益調整金額 1,199,157,565円	収益調整金額 2,637,129,777円	収益調整金額 2,637,129,777円	収益調整金額 2,637,129,777円
	分配準備積立金額 22,581,913円	分配準備積立金額 135,923,153円	分配準備積立金額 135,923,153円	分配準備積立金額 135,923,153円
	当ファンドの分配対象収益額 1,353,676,663円	当ファンドの分配対象収益額 4,262,058,564円	当ファンドの分配対象収益額 4,262,058,564円	当ファンドの分配対象収益額 4,262,058,564円
	当ファンドの期末残存口数 5,930,240,735口	当ファンドの期末残存口数 11,011,897,098口	当ファンドの期末残存口数 11,011,897,098口	当ファンドの期末残存口数 11,011,897,098口
	1万口当たり収益分配対象額 2,282円	1万口当たり収益分配対象額 3,870円	1万口当たり収益分配対象額 3,870円	1万口当たり収益分配対象額 3,870円
	1万口当たり分配金額 円	1万口当たり分配金額 円	1万口当たり分配金額 円	1万口当たり分配金額 円
	収益分配金金額 円	収益分配金金額 円	収益分配金金額 円	収益分配金金額 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第2期 自 2024年1月26日 至 2025年1月27日		第3期 自 2025年1月28日 至 2026年1月26日	
		1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左	同左

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。</p> <p>これらは、資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目について記載しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスク等）は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。</p> <p>また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期 (2026年 1月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 同左
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期(自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	122,647,209
合計	122,647,209

第3期(自 2025年 1月28日 至 2026年 1月26日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,429,789,748
合計	1,429,789,748

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日	第3期 自 2025年 1月28日 至 2026年 1月26日
該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

１）株式（2026年 1月26日現在）

該当事項はありません。

２）株式以外の有価証券（2026年 1月26日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	6,351,800	2,334,286,500	
		MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	353,602	2,552,299,236	
		上場インデックスファンド新興国債券	18,416	995,016,480	
		MAXIS Jリート上場投信	680,040	1,399,522,320	
		iシェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF	320,141	1,222,938,620	
		上場インデックスファンド海外新興国株(MSCIEマージング)	187,689	540,356,631	
		NF 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型	3,576,100	2,962,441,240	
		NF 外国債券・FTSE世界国債(為替ヘッジなし)	1,837,520	2,148,979,640	
		NF 外国REIT・S&P先進国REIT(為替ヘッジなし)	572,745	852,817,305	
		日本円 小計	銘柄数：9 組入時価比率：98.3%	13,898,053	15,008,657,972 100.0%
合計				15,008,657,972	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型(投資一任専用)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期 (2026年 1月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	196,768,204	110,139,233
投資信託受益証券	2,049,226,024	4,061,682,906
未収配当金	3,732,417	4,609,970
未収利息	1,886	1,810
流動資産合計	2,249,728,531	4,176,433,919
資産合計	2,249,728,531	4,176,433,919
負債の部		
流動負債		
未払金	106,327,342	5,057,229
未払解約金	40,627,105	2,359,098
未払受託者報酬	279,161	609,494
未払委託者報酬	12,003,988	26,208,046
その他未払費用	92,994	203,102
流動負債合計	159,330,590	34,436,969
負債合計	159,330,590	34,436,969
純資産の部		
元本等		
元本	1,781,043,814	3,227,990,085
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	309,354,127	914,006,865
(分配準備積立金)	39,956,443	353,186,498
元本等合計	2,090,397,941	4,141,996,950
純資産合計	2,090,397,941	4,141,996,950
負債純資産合計	2,249,728,531	4,176,433,919

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期		第3期	
	自 至	2024年 1月26日 2025年 1月27日	自 至	2025年 1月28日 2026年 1月26日
営業収益				
受取配当金		22,435,687		58,776,063
受取利息		49,110		297,013
有価証券売買等損益		27,735,806		312,560,335
営業収益合計		50,220,603		371,633,411
営業費用				
支払利息		1,911		-
受託者報酬		396,144		998,035
委託者報酬		17,034,328		42,915,109
その他費用		137,936		338,493
営業費用合計		17,570,319		44,251,637
営業利益又は営業損失（ ）		32,650,284		327,381,774
経常利益又は経常損失（ ）		32,650,284		327,381,774
当期純利益又は当期純損失（ ）		32,650,284		327,381,774
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		3,786,232		10,176,974
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		32,708,327		309,354,127
剰余金増加額又は欠損金減少額		300,654,269		332,494,458
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		300,654,269		332,494,458
剰余金減少額又は欠損金増加額		52,872,521		45,046,520
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		52,872,521		45,046,520
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		309,354,127		914,006,865

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は2025年1月28日から2026年1月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期 (2025年1月27日現在)		第3期 (2026年1月26日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	281,604,443円	期首元本額	1,781,043,814円
期中追加設定元本額	1,845,846,613円	期中追加設定元本額	1,706,625,770円
期中一部解約元本額	346,407,242円	期中一部解約元本額	259,679,499円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	1,781,043,814口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	3,227,990,085口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 （1口当たりの純資産額）	11,737円 (1.1737円)	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 （1口当たりの純資産額）	12,832円 (1.2832円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 自 2024年1月26日 至 2025年1月27日		第3期 自 2025年1月28日 至 2026年1月26日	
	分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額	13,514,217円	費用控除後の配当等収益額
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	15,349,835円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	266,483,940円
	収益調整金額	269,397,684円	収益調整金額	560,820,367円
	分配準備積立金額	11,092,391円	分配準備積立金額	35,981,698円
	当ファンドの分配対象収益額	309,354,127円	当ファンドの分配対象収益額	914,006,865円
	当ファンドの期末残存口数	1,781,043,814口	当ファンドの期末残存口数	3,227,990,085口
	1万口当たり収益分配対象額	1,736円	1万口当たり収益分配対象額	2,831円
	1万口当たり分配金額	円	1万口当たり分配金額	円
	収益分配金金額	円	収益分配金金額	円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第2期 自 2024年1月26日 至 2025年1月27日		第3期 自 2025年1月28日 至 2026年1月26日	
		1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。</p> <p>これらは、資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目について記載しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスク等）は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。</p> <p>また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期 (2026年 1月26日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 同左
(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期(自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	28,449,316
合計	28,449,316

第3期(自 2025年 1月28日 至 2026年 1月26日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	292,947,885
合計	292,947,885

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日	第3期 自 2025年 1月28日 至 2026年 1月26日
該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

１）株式（2026年 1月26日現在）

該当事項はありません。

２）株式以外の有価証券（2026年 1月26日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	1,351,980	496,852,650	
		MAXIS 海外株式(MSCIコクサイ)上場投信	72,560	523,738,080	
		上場インデックスファンド新興国債券	3,806	205,638,180	
		MAXIS Jリート上場投信	172,378	354,753,924	
		iシェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF	58,986	225,326,520	
		上場インデックスファンド海外新興国株(MSCIEマージング)	52,942	152,420,018	
		NF 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型	1,433,300	1,187,345,720	
		NF 外国債券・FTSE世界国債(為替ヘッジなし)	625,340	731,335,130	
		NF 外国REIT・S&P先進国REIT(為替ヘッジなし)	123,756	184,272,684	
		日本円 小計	銘柄数：9 組入時価比率：98.1%	3,895,048	4,061,682,906 100.0%
合計				4,061,682,906	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 （2025年 1月27日現在）	第3期 （2026年 1月26日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,501,931	50,673,190
投資信託受益証券	784,699,111	1,839,218,911
未収配当金	522,334	1,196,370
未収利息	196	832
流動資産合計	805,723,572	1,891,089,303
資産合計	805,723,572	1,891,089,303
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	3,507,672
未払受託者報酬	118,130	246,039
未払委託者報酬	5,079,660	10,579,677
その他未払費用	39,317	81,951
流動負債合計	5,237,107	14,415,339
負債合計	5,237,107	14,415,339
純資産の部		
元本等		
元本	707,287,254	1,567,253,702
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	93,199,211	309,420,262
（分配準備積立金）	9,890,939	88,463,690
元本等合計	800,486,465	1,876,673,964
純資産合計	800,486,465	1,876,673,964
負債純資産合計	805,723,572	1,891,089,303

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期		第3期	
	自 至	2024年 1月26日 2025年 1月27日	自 至	2025年 1月28日 2026年 1月26日
営業収益				
受取配当金		7,898,491		22,058,796
受取利息		22,678		138,141
有価証券売買等損益		7,237,425		82,314,573
営業収益合計		15,158,594		104,511,510
営業費用				
支払利息		1,481		-
受託者報酬		171,470		398,420
委託者報酬		7,373,427		17,132,042
その他費用		63,025		138,625
営業費用合計		7,609,403		17,669,087
営業利益又は営業損失（ ）		7,549,191		86,842,423
経常利益又は経常損失（ ）		7,549,191		86,842,423
当期純利益又は当期純損失（ ）		7,549,191		86,842,423
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		1,742,755		5,916,281
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		15,248,371		93,199,211
剰余金増加額又は欠損金減少額		118,917,780		171,429,864
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		118,917,780		171,429,864
剰余金減少額又は欠損金増加額		46,773,376		36,134,955
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		46,773,376		36,134,955
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		93,199,211		309,420,262

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算期間末日の金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月26日から翌年1月25日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものいたしますので、当計算期間は2025年1月28日から2026年1月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期 (2025年1月27日現在)		第3期 (2026年1月26日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	173,159,938円	期首元本額	707,287,254円
期中追加設定元本額	939,287,871円	期中追加設定元本額	1,141,853,091円
期中一部解約元本額	405,160,555円	期中一部解約元本額	281,886,643円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	707,287,254口	2. 計算期間の末日における受益権の総数	1,567,253,702口
3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	11,318円 (1.1318円)	3. 1単位（1万口）当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	11,974円 (1.1974円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 自 2024年1月26日 至 2025年1月27日		第3期 自 2025年1月28日 至 2026年1月26日	
	分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額	3,047,851円	費用控除後の配当等収益額
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,758,585円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	63,743,565円
	収益調整金額	83,308,272円	収益調整金額	220,956,572円
	分配準備積立金額	4,084,503円	分配準備積立金額	7,537,548円
	当ファンドの分配対象収益額	93,199,211円	当ファンドの分配対象収益額	309,420,262円
	当ファンドの期末残存口数	707,287,254口	当ファンドの期末残存口数	1,567,253,702口
	1万口当たり収益分配対象額	1,317円	1万口当たり収益分配対象額	1,974円
	1万口当たり分配金額	円	1万口当たり分配金額	円
	収益分配金金額	円	収益分配金金額	円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第2期 自 2024年1月26日 至 2025年1月27日		第3期 自 2025年1月28日 至 2026年1月26日	
		1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。</p> <p>これらは、資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目について記載しております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況（市場リスク、信用リスク、流動性リスク等）は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。</p> <p>また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

第2期 (2025年 1月27日現在)	第3期 (2026年 1月26日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期(自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,081,425
合計	5,081,425

第3期(自 2025年 1月28日 至 2026年 1月26日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	77,884,071
合計	77,884,071

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 2024年 1月26日 至 2025年 1月27日	第3期 自 2025年 1月28日 至 2026年 1月26日
該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

１）株式（2026年 1月26日現在）

該当事項はありません。

２）株式以外の有価証券（2026年 1月26日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	i シェアーズ・コア TOPIX E T F	418,370	153,750,975	
		MAXIS 海外株式(MSCIコ クサイ) 上場投信	18,474	133,345,332	
		上場インデックスファンド新興国債 券	1,360	73,480,800	
		MAXIS Jリート上場投信	80,470	165,607,260	
		i シェアーズ・コア MSCI 新 興国株 E T F	20,643	78,856,260	
		上場インデックスファンド海外新興 国株(MSCIEマージング)	10,410	29,970,390	
		NF 国内債券・NOMURA - B P I 総合連動型	822,130	681,052,492	
		NF 外国債券・FTSE世界国債 (為替ヘッジなし)	406,160	475,004,120	
		NF 外国REIT・S&P先進国 REIT(為替ヘッジなし)	32,338	48,151,282	
		日本円 小計	銘柄数：9 組入時価比率：98.0%	1,810,355	1,839,218,911 100.0%
合計				1,839,218,911	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

A L A M C O E T F バランスファンド 積極型（投資一任専用）

2026年1月30日

資産総額	18,264,374,136円
負債総額	93,269,158円
純資産総額（ - ）	18,171,104,978円
発行済口数	10,924,841,735口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6633円
（1万口当たり純資産額）	（16,633円）

A L A M C O E T F バランスファンド やや積極型（投資一任専用）

2026年1月30日

資産総額	12,491,631,259円
負債総額	62,532,508円
純資産総額（ - ）	12,429,098,751円
発行済口数	8,066,244,558口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5409円
（1万口当たり純資産額）	（15,409円）

A L A M C O E T F バランスファンド 中立型（投資一任専用）

2026年1月30日

資産総額	15,514,160,006円
負債総額	181,478,836円
純資産総額（ - ）	15,332,681,170円
発行済口数	11,035,700,570口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3894円
（1万口当たり純資産額）	（13,894円）

A L A M C O E T F バランスファンド やや安定型（投資一任専用）

2026年1月30日

資産総額	4,202,978,677円
負債総額	41,443,143円
純資産総額（ - ）	4,161,535,534円
発行済口数	3,238,421,510口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2851円
（1万口当たり純資産額）	（12,851円）

A L A M C O E T F バランスファンド 安定型（投資一任専用）

2026年1月30日

資産総額	1,916,056,187円
負債総額	19,527,800円

純資産総額（ - ）	1,896,528,387円
発行済口数	1,581,861,034口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1989円
（1万口当たり純資産額）	（11,989円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換の手續等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額等（2026年1月末現在）

- 1）資本金：3,000百万円
- 2）発行可能株式総数：64,000株
- 3）発行済株式総数：32,000株
- 4）最近5年における資本金の額の増減：該当事項はありません。

委託会社の機構

・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・投資運用の意思決定機構

- 1）ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかわる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

- a．ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別（株式および債券）運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。
- b．投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

- 2）運用部門において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 3）パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令諸規則等の遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

（注）委員会および部門の名称等は変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

2026年1月末現在、当社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	9	15,676
追加型株式投資信託	86	986,507
合計	95	1,002,183

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第282条及び第306条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

期別		第39期 (2024年3月31日)		第40期 (2025年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金			3,966,649		2,871,356
前払費用	2		100,254		116,907
未収委託者報酬			356,812		426,267
未収運用受託報酬	2		382,723		323,898
未収収益			0		199
その他			4,842		2,528
流動資産計			4,811,283		3,741,158
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	5,415		4,605	
器具備品	1	8,046	13,461	23,929	28,534
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		32,955	35,731	23,513	26,289
投資その他の資産					
投資有価証券		298		998,511	
関係会社株式		38,000		38,000	
長期差入保証金	2	32,752		32,103	
繰延税金資産		77,159		68,033	
その他		7,345	155,556	15,845	1,152,494
固定資産計			204,748		1,207,318
資産合計			5,016,032		4,948,476

（単位：千円）

期別		第39期 (2024年3月31日)		第40期 (2025年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額

（負債の部）					
流動負債					
預り金			38,161		68,853
未払金					
未払手数料		93,625		113,412	
その他未払金	2	59,657	153,282	38,846	152,258
未払費用	2		355,022		365,296
未払法人税等			67,121		15,332
未払消費税等			46,359		54,785
賞与引当金			150,901		148,449
流動負債計			810,849		804,976
負債合計			810,849		804,976
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		226,000		226,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		455,183	681,183	393,549	619,549
株主資本合計			4,205,183		4,143,549
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			0		49
評価・換算差額等合計			0		49
純資産合計			4,205,182		4,143,500
負債・純資産合計			5,016,032		4,948,476

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別		第39期		第40期	
		（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）		（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		3,692,147		3,972,829	
運用受託報酬		1,631,479	5,323,626	1,608,804	5,581,634
営業費用	1				
支払手数料			1,015,609		1,155,774
広告宣伝費			18,413		32,963
公告費			200		200
調査費					
調査費		676,238		718,328	
委託調査費		1,912,922		2,031,828	
図書費		977	2,590,137	859	2,751,016
営業雑経費					
通信費		2,674		2,587	
印刷費		21,438		24,501	
協会費		4,891		5,149	
諸会費		3,203		3,563	
その他営業雑経費		388	32,596	540	36,342
営業費用計			3,656,955		3,976,297
一般管理費	1				
給料					
役員報酬		92,135		79,402	

給料・手当		711,735		765,315	
賞与		18,096	821,966	23,317	868,035
交際費			4,202		6,009
寄付金			15,421		14,186
旅費交通費			12,175		14,942
租税公課			36,562		34,820
不動産賃借料			96,566		96,913
退職給付費用			42,282		51,054
福利厚生費			130,812		139,431
賞与引当金繰入			130,038		127,226
固定資産減価償却費			14,232		15,601
諸経費			133,418		130,901
一般管理費計			1,437,680		1,499,123
営業利益			228,990		106,214
営業外収益					
受取配当金	1		55,179		59,160
有価証券利息			-		3,244
受取利息			4		153
受取賃借料			10,466		11,254
雑収入			10,236		876
営業外収益計			75,886		74,689
営業外費用					
雑損失			16		0
営業外費用計			16		0
経常利益			304,861		180,903
特別利益					
投資有価証券売却益			1,563		5
特別利益計			1,563		5
特別損失					
固定資産除却損	2		891		0
投資有価証券売却損			1,023		-
特別損失計			1,915		0
税引前当期純利益			304,509		180,909
法人税、住民税及び事業税		97,035		33,396	
法人税等調整額		13,816	83,218	9,147	42,543
当期純利益			221,290		138,366

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					利益剰余金合計
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	313,892	539,892	4,063,892	322	322	4,064,215
当期変動額										
剰余金の配当					80,000	80,000	80,000			80,000
当期純利益					221,290	221,290	221,290			221,290
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								323	323	323
当期変動額合計					141,290	141,290	141,290	323	323	140,966
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	455,183	681,183	4,205,183	0	0	4,205,182

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換 算差額 等 合計		
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金					利益剰余 金合計
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	455,183	681,183	4,205,183	0	0	4,205,182
当期変動額										
剰余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000
当期純利益					138,366	138,366	138,366			138,366
株主資本以外の項 目の当期変動額（純 額）								48	48	48
当期変動額合計					61,633	61,633	61,633	48	48	61,682
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	393,549	619,549	4,143,549	49	49	4,143,500

注記事項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）</p> <p>(2)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(3)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの ：期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 ：移動平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)委託者報酬 投資信託運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>(2)運用受託報酬 投資一任口座又は投資助言口座の運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。</p> <p>(3)成功報酬 成功報酬については、対象となる投資一任口座の特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。</p>
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

未適用の会計基準等

当事業年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、以下のとおりです。

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2027年度の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することによる影響は評価中です。

注記事項

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

項目	第39期 (2024年3月31日)	第40期 (2025年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	43,492	44,303
器具備品	145,852	150,222
2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	6,106	6,106
未収運用受託報酬	4,623	4,528
長期差入保証金	28,701	28,156
未払金	35,693	6,496
未払費用	9,451	8,238

(損益計算書関係)

(単位：千円)

項目	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	191,707	187,317
一般管理費	208,530	229,200
受取配当金	55,080	59,160
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	891	0

(株主資本等変動計算書関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	80,000,000	2,500	2023年3月31日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250	2024年3月31日	2024年6月21日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	50,000,000	利益剰余金	1,562	2025年3月31日	2025年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、地方債、関係会社株式及び投資信託が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	298	298	-
合計	298	298	-

第40期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	997,083	985,500	11,583
その他有価証券	1,428	1,428	-
合計	998,511	986,928	11,583

（注1）投資有価証券に関する事項

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）市場価格のない株式の貸借対照表計上額は次のとおりであり、「投資有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	2024年3月31日	2025年3月31日
非上場株式	38,000	38,000

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,966,649	-	-	-
未収委託者報酬	356,812	-	-	-
未収運用受託報酬	382,723	-	-	-
合計	4,706,185	-	-	-

第40期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,871,356	-	-	-
未収委託者報酬	426,267	-	-	-
未収運用受託報酬	323,898	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	997,083	-	-
合計	3,621,522	997,083	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	-	298	-	298
合計	-	298	-	298

第40期（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	-	1,428	-	1,428
合計	-	1,428	-	1,428

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

第39期（2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	985,500	-	985,500
合計	-	985,500	-	985,500

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第39期（2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債・地方債等	997,083	985,500	11,583
	小計	997,083	985,500	11,583
合計		997,083	985,500	11,583

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,500千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

3. その他有価証券

第39期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	その他	100	100	0
	小計	100	100	0
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	200	198	1
	小計	200	198	1
合計		300	298	1

第40期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	その他	500	546	46
	小計	500	546	46
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	1,000	882	117
	小計	1,000	882	117
合計		1,500	1,428	71

4. 事業年度中に売却したその他有価証券

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他	12,451	1,563	1,023
合計	12,451	1,563	1,023

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他	105	5	-
合計	105	5	-

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
確定拠出制度への要拠出額	42,282	42,651

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第39期 （2024年3月31日）	第40期 （2025年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税等	8,767	3,763
未払事業所税	1,034	1,059
賞与引当金	45,595	43,249
未払法定福利費	7,361	7,229
未払寄付金	715	653
未払確定拠出掛金	1,124	1,107
未返還投資顧問料	1,191	1,221
未払監査費用	5,081	5,301
敷金	3,352	3,623
税務上の繰延資産	6,285	4,426
その他有価証券評価差額金	0	21
小計	80,511	71,656
評価性引当額	3,352	3,623
繰延税金資産合計	77,159	68,033

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

（単位：%）

	第39期 （2024年3月31日）	第40期 （2025年3月31日）
法定実効税率	30.62	30.62
（調整）		
永久に損金に算入されない項目	1.21	1.19
永久に益金に算入されない項目	5.32	9.61
住民税均等割	0.75	1.27
評価性引当額の増減	0.05	0.15
その他	0.01	0.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.32	23.51

3. 法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示

当社は、朝日生命保険相互会社を通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。

これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）の成立に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率30.62%は、回収または支払が見込まれる期間が2026年度のものより31.52%に変更し、計算しております。この税率の変更による影響は軽微です。

（持分法損益等）

（単位：千円）

	第39期	第40期

	（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	191,472	193,731
持分法を適用した場合の投資利益の金額	63,528	61,419

（資産除去債務関係）

当社は不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務については負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識に関する注記）

1. 収益を分解した情報

（単位：千円）

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
委託者報酬	3,692,147	3,972,829
運用受託報酬	1,560,446	1,608,804
成功報酬（注）	71,032	-
合計	5,323,626	5,581,634

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	650,659

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	664,392

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	51,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員 の兼任	運用受託報酬	47,966	未収運用受託報酬	4,623
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	208,530	前払費用	6,106
									未払金	35,693

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	新宿区	51,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員 の兼任	運用受託報酬	49,309	未収運用受託報酬	4,528
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	229,200	前払費用	6,106
									未払金	6,496

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3. 営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を經由した取引となっております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場しておりません）

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第39期	第40期
	（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	131,411.96	129,484.38
1株当たり当期純利益	6,915.34	4,323.94

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第39期	第40期
	（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
損益計算書上の当期純利益	221,290千円	138,366千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	221,290千円	138,366千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

科目		第41期中間会計期間末 （2025年9月30日）	
		内訳	金額
（資産の部）			
流動資産			
	現金・預金		2,507,020
	未収委託者報酬		562,793
	未収運用受託報酬		437,562
	その他		88,371
	流動資産計		3,595,748
固定資産			
有形固定資産			
	建物	1	6,972
	器具備品	1	20,083
無形固定資産			
	電話加入権		2,776
	ソフトウェア		19,105
投資その他の資産			
	投資有価証券		1,499,700
	関係会社株式		38,000
	長期差入保証金		32,231

繰延税金資産		63,328	
その他		15,845	1,649,105
固定資産計			1,698,043
資産合計			5,293,792

(単位：千円)

		第41期中間会計期間末 (2025年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額
(負債の部)			
流動負債			
預り金			178,828
未払金			
未払手数料		146,363	
その他未払金		83,669	230,032
未払費用			448,905
未払法人税等			48,770
賞与引当金			74,858
その他			60,612
流動負債計			1,042,008
負債合計			1,042,008
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			3,000,000
資本剰余金			
資本準備金		524,000	524,000
利益剰余金			
利益準備金		226,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		501,538	727,538
株主資本合計			4,251,538
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			246
評価・換算差額等合計			246
純資産合計			4,251,784
負債・純資産合計			5,293,792

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第41期中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)	
科目	注記 番号	金額	
営業収益			
委託者報酬			2,426,622
運用受託報酬			756,919
営業収益計			3,183,541
営業費用			
一般管理費	1		720,280
営業利益			141,927
営業外収益	2		72,646
営業外費用			53
経常利益			214,520

特別利益		-
特別損失		9,216
税引前中間純利益		205,303
法人税、住民税及び事業税		42,745
法人税等調整額		4,569
中間純利益		157,988

(3) 中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	393,549	619,549	4,143,549	49	49	4,143,500
当中間期変動額										
剰余金の配当					50,000	50,000	50,000			50,000
中間純利益					157,988	157,988	157,988			157,988
株主資本以外の項目 の当中間期変動額（純額）								295	295	295
当中間期変動額合計	-	-	-	-	107,988	107,988	107,988	295	295	108,283
当中間期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	501,538	727,538	4,251,538	246	246	4,251,784

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの ：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 ：移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1)委託者報酬 投資信託運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (2)運用受託報酬 投資一任口座又は投資助言口座の運用サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。 (3)成功報酬 成功報酬については、対象となる投資一任口座の特定のベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した段階で収益として認識しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	当社は、朝日生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。
-------------------------	---

未適用の会計基準等

当中間会計期間末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、以下のとおりです。 ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日） ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等
(1) 概要 企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。 借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。
(2) 適用予定日 2027年度の期首より適用予定です。
(3) 当該会計基準等の適用による影響 当該会計基準等を適用することによる影響は評価中です。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

(単位：千円)

項目	第41期中間会計期間末 (2025年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 器具備品	44,786 154,068
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

(単位：千円)

項目	第41期中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
1 減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産	4,328 4,407
2 営業外収益の主要項目 受取配当金 受取賃借料	57,630 5,035

(中間株主資本等変動計算書関係)

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式 普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	50,000,000	1,562	2025年3月31日	2025年6月24日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,497,841	1,484,500	13,341
其他有価証券	1,859	1,859	-
合計	1,499,700	1,486,359	13,341

(注1)投資有価証券に関する事項

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(注2)市場価格のない株式の中間貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	38,000

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第41期中間会計期間末（2025年9月30日）

(1)時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
其他	-	1,859	-	1,859
合計	-	1,859	-	1,859

(2)時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				

満期保有目的の債券 国債・地方債等	-	1,497,841	-	1,497,841
合計	-	1,497,841	-	1,497,841

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

地方債等は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な解約制限がない非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第41期中間会計期間末（2025年9月30日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	1,497,841	1,484,500	13,341
	小計	1,497,841	1,484,500	13,341
合計		1,497,841	1,484,500	13,341

2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	1,500	1,859	359
	小計	1,500	1,859	359
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,500	1,859	359

3．事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他	5,835	-	9,165
合計	5,835	-	9,165

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

（持分法損益等）

（単位：千円）

	第41期中間会計期間 （自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）
関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	163,524
持分法を適用した場合の投資利益の金額	27,423

（資産除去債務関係）

第41期中間会計期間末（2025年9月30日）

当社は不動産貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務については負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（収益認識に関する注記）

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次のとおりです。

（単位：千円）

	第41期中間会計期間 （自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）
委託者報酬	2,426,622
運用受託報酬	756,919
成功報酬	-
合計	3,183,541

2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益については、中間損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
朝日生命保険相互会社	328,410

なお、制度上顧客情報を知りえない営業収益については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第41期中間会計期間 （自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）
1株当たり純資産額	132,868.25
1株当たり中間純利益金額	4,937.12

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第41期中間会計期間 （自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）
中間純利益（千円）	157,988
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	157,988
普通株式の期中平均株式数（株）	32,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

- 1) 委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 受託会社 >

名称

みずほ信託銀行株式会社

資本金の額（2025年3月末現在）

247,369百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2025年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 販売会社 >

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
アイザワ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	857	同上

（注）資本金の額は、2025年3月末現在を記載しています。

2【関係業務の概要】

< 受託会社 >

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

< 販売会社 >

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

< 受託会社 >

該当事項はありません。

< 販売会社 >

該当事項はありません。

第3【その他】

目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用するほか、ファンドの形態等を記載することがあります。

請求目論見書に信託約款の全文を掲載します。

目論見書に、以下の内容を記載することがあります。

- 1) 金融商品取引法上の目論見書である旨
- 2) 金融商品取引業者登録番号、設立年月日、運用する投資信託財産の合計純資産総額などの委託会社に関する情報
- 3) 請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に記載されている旨
- 4) 目論見書の使用開始日
- 5) 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- 6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- 7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
- 8) 購入に際しては目論見書の内容を十分に読むべき旨

当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

目論見書の別称として、「投資信託説明書」という名称を用いることがあります。

目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

目論見書の運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月23日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山中尚平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長澤茂宣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）の2025年1月28日から2026年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド 積極型（投資一任専用）の2026年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長澤茂宣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）の2025年1月28日から2026年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド やや積極型（投資一任専用）の2026年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長澤茂宣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）の2025年1月28日から2026年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド 中立型（投資一任専用）の2026年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長澤茂宣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用）の2025年1月28日から2026年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド やや安定型（投資一任専用）の2026年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長澤茂宣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用）の2025年1月28日から2026年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ALAMCO ETFバランスファンド 安定型（投資一任専用）の2026年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月28日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長澤茂宣
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山中尚平
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。